

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保				番号	⑬	(千円)						
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額							
	会計	組織／勘定	項	事項		7 年度 当初予算額			8 年度 概算要求額				
政策評価の対象と なっているもの	外国為替資金特別会計		事務取扱費	外国為替市場及び国際金融システムの安定に必要な経費			2,599,939				5,036,196		
	外国為替資金特別会計		諸支出金	手数料等に必要な経費			454,022,607				256,739,700		
	外国為替資金特別会計		融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	融通証券事務取扱費の財源の一般会計へ繰入れに必要な経費			848				773		
	外国為替資金特別会計		国債整理基金特別会計へ繰入	国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費			788,556,315				794,090,929		
	小 計				一般会計								
					<		>	の内数	<		>	の内数	
				特別会計		1,245,179,709				1,055,867,598			
					<		>	の内数	<		>	の内数	
政策評価の対象となっていないが、 ある政策に属すると整理できるもの													
	小 計				一般会計								
					<		>	の内数	<		>	の内数	
				特別会計									
					<		>	の内数	<		>	の内数	
合 計					一般会計								
						<		>	の内数	<		>	の内数
					特別会計		1,245,179,709			1,055,867,598			
						<		>	の内数	<		>	の内数

○ 政策目標 6 - 1 : 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融システムを安定させることが重要となっています。

このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号）（以下「外為法」）に基づいて外国為替制度の運営に当たるとともに、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。特に、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。また、テロ・大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいます。併せて、我が国に対する対内直接投資を審査する制度の適正な運用を行います。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-1-1：外国為替市場の安定

政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進

政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応

政6-1-5：対内直接投資審査制度の適正な運用

関連する内閣の基本方針

- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和 5 年 6 月16日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和 6 年 6 月21日閣議決定）
- 「「世界一安全な日本」創造戦略2022」（令和 4 年12月20日閣議決定）

政策目標 6 - 1 についての評価結果

政策目標についての評定

S 目標達成

評定の理由

外国為替市場の安定、世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、アジアにおける地域金融協力の強化、国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置やマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を通じた国際金融システムの濫用への対応等に積極的に取り組み、具体的な実績・成果がありました。そして、全ての施策の評定が「s 目標達成」であることから、当該政策目標の評定を「S 目標達成」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) G 7 (用語集参照)、G 20 (用語集参照) 等の国際的な政策協調の枠組への参画は、世界経済の安定と持続的な成長の実現を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組です。令和 6 年度は、世界経済が、ロシアによるウクライナの侵略戦争の継続等の地政学的緊張や政策の不確実性の高まりが重要なリスクとなっている中、我が国として、世界経済の更なる回復に向けて主導的な役割を果たし、国際協調に積極的に貢献しています。 また、アジア地域の経済の安定のため、同地域における地域金融協力を強化していくことが重要であり、A S E A N (東南アジア諸国連合) + 3 (日中韓) (用語集参照) 財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、C M I M (チェンマイ・イニシアティブ：用語集参照) 等の地域金融協力や、二国間の金融協力を積極的に推進しています。 国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及び F A T F (金融活動作業部会：用語集参照) 基準に基づくマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を着実に実施することにより、国際金融システムの安定に大きく貢献しています。これに加え、対内直接投資について、健全な投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するための執行体制を強化し、適切な運用を行っています。 財務省単独で解決することが困難な政策課題に関しては、G 20 各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。
-------	---

施策	政6-1-1：外国為替市場の安定
----	------------------

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政6-1-1-B-1：外国為替市場の安定に向けた取組 (目標の内容) G 7 / G 20 財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行います。国内においても、金融庁・日本銀行とより緊密な連携を図ります。 (目標の設定の根拠) 外国為替市場の安定のためには、国際協調や金融庁・日本銀行との連携が重要であるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	日常的に国際金融資本市場をモニタリングするとともに G 7 や G 20 といった多国間での会合や各国通貨当局との間で外国為替市場に関する意見交換を行うなど、国際社会と協調し、緊密な連携を図りました。また、I M F (国際通貨基金：用語集参照) や A M R O (A S E A N + 3 マクロ経済リサーチオフィス：用語集参照) などの国際機関との間でも、外国為替市場に関する意見交換を行いました。 更に、令和 6 年度は、外国為替市場において投機的な動きも背景とした急速で一方向的な動きが見られたことから、G 7 や G 20 で合意されている為替相場に関する考え方に沿って、外国為替平衡操作 (為替介入：用語集参照) を実施しました。

国内においては、財務省、金融庁、日本銀行の間で、国際金融資本市場に係る情報交換会合を開催し、市場の動向把握や関係者間での緊密な連携に努めました。

上記実績のとおり、外国為替市場の安定のための取組を積極的に推進したことから、達成度を「○」としました。

定量的な測定指標

[主要] 政6-1-1-A-1 : 外国為替平衡 操作実施状 況、外貨準備 の状況等の正 確かつ適時な 情報の提供 (単位：回)		作成 頻度	年度	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	
	外国為替 平衡操作 実施状況 (月ベー ス)	月 1 回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象期間の最終日から 第 5 営業日までに公表	
			実績値	12	12	12	12	12	
	外国為替 平衡操作 実施状況 (日ベー ス)	年 4 回	目標値	4	4	4	4	4 公表四半期の翌々月の第 5 営業日までに公表	
			実績値	4	4	4	4	4	
	外貨準備 等の状況	月 1 回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌月の第 5 営 業日までに公表	
			実績値	12	12	12	12	12	
	外国為替資 金特別会計 の外貨建資 産の内訳及 び運用収入 の内訳等	年 1 回	目標値	1	1	1	1	1 公表対象年度の決算書国会 提出の翌月までに公表	
			実績値	1	1	1	1	1	
達成割合				100%	100%	100%	100%	100%	
[主要] 政6-1-1-A-2 : 国際収支状 況等の正確かつ 適時な情報の 提供 (単位：回)	国際収支 状況	月 1 回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌々月の第10 営業日までに公表	
			実績値	12	12	12	12	12	
	本邦対外 資産負債 残高	年 1 回	目標値	1	1	1	1	1 公表対象年末から 5 か月以 内に公表	
			実績値	1	1	1	12	1	
	オフショ ア勘定残 高	月 1 回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌々月末まで に公表	
			実績値	12	12	12	12	12	
	対外及び 対内証券 売買契約 等の状況	月 1 回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌月の第10営 業日までに公表	
			実績値	12	12	12	12	12	
	達成割合				100%	100%	100%	100%	100%

	(注) 国際収支状況 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm＞ 本邦対外資産負債残高 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/iip/data/index.htm＞ 外貨準備等の状況 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/index.htm＞ 外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/gaitametokkai/index.html＞ 外国為替平衡操作実施状況 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html＞ オフショア勘定残高 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/offshore/data/index.htm＞ 対外及び対内証券売買契約等の状況（週次でも公表） ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/itn_transactions_in_securities/data.htm＞ (出所) 国際局為替市場課 (目標値の設定の根拠) 外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確かつ適時に公表することとし、また、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び經常収支・金融収支の動向の把握といった観点から国際収支状況等について適切な作成・公表を行うために上記目標値を設定しました。
--	---

目標の達成度	政6-1-1-A-1：外国為替平衡操作実施状況、外貨準備の状況等の正確かつ適時な情報の提供 ○ 政6-1-1-A-2：国際収支状況等の正確かつ適時な情報の提供 ○
目標の達成度の判定理由	外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況、外貨準備等の状況、国際収支状況等を適切に作成し、適時に公表したことから、達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	外国為替市場の安定に関しては、日常的な国際金融資本市場のモニタリングに加え、各国通貨当局等との意見交換等を通じて、国際社会と協調し、緊密な連携を図りました。また、国内においては、金融庁や日本銀行とも協力し、市場の動向把握や関係者間での緊密な連携に努めました。 外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。なお、外為特会が保有する外貨資産のより持続可能な運用の実現に向けて、令和3年10月よりESG投資を開始しています。 国際収支統計及び対外資産負債残高統計に関しては、平成26年に移行したIMF国際収支マニュアル第6版に基づいて、適切な作成・公表を行いました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標1「為替相場の動向」 ○参考指標2「国際収支動向」

- 参考指標 3 「対外資産負債残高」
- 参考指標 4 「外貨準備動向」
- 参考指標 5 「外国為替平衡操作の実施状況」

政 6 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 為替相場の動向



(出所) Bloomberg (日次、NY終値) より財務省国際局為替市場課作成

	円の最安値	円の最高値	最高値と最安値の変化幅
令和 6 年度	161円96銭 (令和 6 年 7 月 3 日)	139円58銭 (令和 6 年 9 月 16 日)	22円38銭
令和 5 年度	151円97銭 (令和 6 年 3 月 27 日)	130円64銭 (令和 5 年 4 月 5 日)	21円33銭
令和 4 年度	151円94銭 (令和 4 年 10 月 21 日)	121円66銭 (令和 4 年 4 月 1 日)	30円28銭



(出所) Bloomberg (日次、NY 終値) より財務省国際局為替市場課作成

参考指標 2 : 国際収支動向

(単位:億円)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
経常収支	169,343	201,220	90,941	261,664	303,771
貿易収支	37,853	-15,043	-178,716	-36,866	-40,480
輸出	683,635	856,497	997,898	1,020,694	1,062,390
輸入	645,782	871,541	1,176,615	1,057,560	1,102,870
サービス収支	-35,282	-48,936	-53,964	-32,307	-25,767
第一次所得収支	194,593	289,718	353,971	373,388	417,114
第二次所得収支	-27,821	-24,519	-30,349	-42,550	-47,095
金融収支	133,034	180,296	89,663	226,587	261,856
直接投資 (資産)	174,872	214,578	231,957	292,000	320,157
〃 (負債)	85,021	38,134	48,588	19,407	47,913
証券投資 (資産)	50,142	-48,851	-68,195	111,908	28,142
〃 (負債)	203,438	111,603	16,903	27,080	-213,428
金融派生商品	27,263	16,875	37,266	75,729	60,731
その他投資 (ネット)	156,411	85,420	18,996	-250,028	-211,894
外貨準備	12,805	62,012	-64,870	43,465	-100,794

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注 1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注 2) 令和 6 年度実績値は速報値。令和 7 年 7 月にデータが更新されるため、令和 7 年度実績評価書に確定値を掲載予定。なお、例年 4 月に過去 3 カ年分の値について年次改定が発生する。

直接投資・証券投資の地域別状況 (国際収支ベース)

(単位:億円)

		資産 (本邦資本)		負債 (外国資本)	
		直接投資	証券投資	直接投資	証券投資
世界	令和 5 年度	292,000	111,908	19,407	27,080
	令和 6 年度	252,686	-27,560	32,225	-204,354
米国	令和 5 年度	114,498	123,448	-18,267	-248,843
	令和 6 年度	91,251	70,803	9,208	-100,221
EU	令和 5 年度	37,177	-40,027	6,960	-746,673
	令和 6 年度	47,996	-77,624	14,950	-504,342
アジア	令和 5 年度	61,978	7,659	21,200	-77,225
	令和 6 年度	45,294	2,893	8,000	-85,468

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注 1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注 2) 令和 6 年度実績値は速報値。令和 7 年 7 月にデータが更新されるため、令和 7 年度実績評価書に確定値を掲載予定。

参考指標 3：対外資産負債残高

主要国の対外資産負債残高（円ベース比較）

	対外純資産額
日本	533兆 500億円（令和 6 年末）
アメリカ	▲ 4,109兆2,625億円（令和 6 年末）
イギリス	▲ 55兆 479億円（令和 6 年末）
ドイツ	569兆6,512億円（令和 6 年末）
フランス	▲ 96兆6,866億円（令和 6 年末）
イタリア	54兆5,071億円（令和 6 年末）
カナダ	217兆4,308億円（令和 6 年末）
中国	516兆2,809億円（令和 6 年末）

（出所）日本：財務省資料、その他：IMF 資料

（注）日本以外の計数は、IMF で公表されている年末の為替レートにて円換算。

参考指標 4：外貨準備動向

（単位：百万ドル）

	令和 2 年度末	3 年度末	4 年度末	5 年度末	6 年度末
外貨準備高	1,368,465	1,356,071	1,257,061	1,290,606	1,272,511

（出所）財務省「外貨準備等の状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/data/index.htm)

参考指標 5：外国為替平衡操作の実施状況

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
金 額	0円	0円	9兆1,881億円	0円	15兆3,233億円

（出所）財務省「外国為替平衡操作の実施状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html)

施策 政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

定性的な測定指標

〔主要〕 政6-1-2-B-1：国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画

（目標の内容）

G 7、G 20等の国際的な枠組みにおいて積極的に議論に貢献します。また、IMFをはじめとする国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的にを行います。

（目標の設定の根拠）

国際金融システムの安定を実現し、強固で、持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すため、G 7・G20・A S E A N + 3を始めとする国際的な枠組における議論や、I M Fなどの国際機関等との政策対話に積極的に参画しました。 【G 7】 G 7では、イタリア議長の下、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など国際秩序の根幹を守るための行動を協調して取り、ロシアの凍結資産から生じる特別な収益を活用した「特別収益前倒し融資(E R Aローン)」を立ち上げる等、具体的な成果を挙げました。また、世界経済・金融市場の動向、A Iの活用、国際金融機関の機能強化、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税、強靱なサプライチェーン構築、多様な価値を踏まえた経済政策等の幅広い議題について、活発な議論が行われ、声明の形でG 7としての共通理解を示しました。令和 7 年 1 月以降は、カナダ議長下において、引き続き世界経済における諸課題に関する議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展に貢献しました。 【G20】 G20では、ロシアのウクライナに対する侵略戦争や、政策の不確実性の高まり等によって世界経済が多く困難に直面する中で、世界経済・金融市場の動向、I M Fや国際開発金融機関(MD B s：用語集参照)を通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論を行いました。我が国は、ブラジル、南アフリカ議長の下、これらの議論に積極的に参画するとともに、「より良く、より大きく、より効果的なMD B sに向けたG20MD B ロードマップ」や、債務措置に関する「「共通枠組」下の事例から得られた教訓に関するG20ノート」等、G20における成果物の策定に大きく貢献しました。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミックへの平時の予防・備えの強化を支援することを主目的として設置されたパンデミック基金の増資において、5,000万ドルの追加貢献の意向を表明するなど、強靱で持続可能な財務保健枠組構築に向けた国際的な議論にも積極的に参画しました。 【I M F】 I M Fは、対外的な支払困難に陥った加盟国に対して資金支援を実施するとともに、経済政策に関する助言を行うサーベイランス、加盟国政府職員等の能力開発等を業務とする国際機関です。I M Fが加盟国の直面する様々な危機への対応に一層貢献できるよう、融資能力強化を含む取組に積極的に関与しました。具体的には、加盟国に対する主な貸付原資であるとともに、I M Fにおける各国の投票権シェア等の基礎となるクォータについて、議決権のシェアは現状を維持しつつクォータを50%増加させる「第16次クォータ一般見直し」にかかる令和 5 年12月のI M Fでの合意に基づき、我が国でも、クォータ増資に必要な国内手続として、令和 6 年 4 月、衆参両院でI M F加盟措置法改正法案が可決成立に至りました。また、I M Fが世界経済の構造変容に適応し、加盟国の抱える課題解決に一層効果的に対応できるよう、長期的視野に立ったI M Fの役割にかかる議論を積極的に喚起しました。加えて、貧困削減・成長トラスト(P R G T)の制度及びその資金調達に関

	する見直し、及び強靱性・持続可能トラスト（RST）の中間見直し等、IMFが低所得国、脆弱国に対し融資を行う枠組に関する議論に大きく貢献しました。 IMFの組織の在り方に関しては、IMFの能力を最大限に発揮するために、IMFスタッフの出身地域、学業・職業の経歴等、多様性を改善する必要があることに加え、日本から人材面でも貢献を行う準備があることを引き続き主張しました（IMFにおける日本人職員数等（日本人幹部職員数等）については、参考指標 6 参照）。 【ASEAN+3等】 また、アジア地域では、ASEAN+3（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議等において、CMIMにおける新ファシリティ創設を含む多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等に参加しました（詳細は政6-1-3参照）。 上記実績のとおり、国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すために重要な国際的な取組を積極的に推進できたことから、達成度を「○」としました。
--	--

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	国際金融システムの安定に関しては、G7やG20における国際的な議論・取組に積極的に参画しました。 G7では、イタリア議長の下、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など国際秩序の根幹を守るための行動を協調して取り、ロシアの凍結資産から生じる特別な収益を活用した「特別収益前倒し融資(ERAローン)」を立ち上げる等、具体的な成果を挙げました。また、世界経済・金融市場の動向、AIの活用、国際金融機関の機能強化、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税、強靱なサプライチェーン構築、多様な価値を踏まえた経済政策等の幅広い議題について、活発な議論が行われ、声明の形でG7としての共通理解を示しました。令和7年1月以降は、カナダ議長下において、引き続き世界経済における諸課題に関する議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展に貢献しました。 G20でも、ロシアのウクライナに対する侵略戦争や、政策の不確実性の高まり等によって世界経済が多くの困難に直面する中で、世界経済・金融市場の動向、IMFやMDBsを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論が行われました。我が国は、ブラジル、南アフリカ議長の下、これらの議論に積極的に参画し、MDBsの改革や途上国債務、国際保健等の世界経済の政策対応において、G20における議論の進展に貢献しました。 また、IMFが加盟国の直面する様々な危機への対応に一層貢献できるよう、融資能力強化を含む取組に積極的に関与しました。具体的には、加盟国に対する主な貸付原資であるとともに、IMFにおける各国の投票権シェア等の基礎となるクォータについて、議決権のシェアは現状を維持しつつクォータを50%増加させる「第16次クォータ一般見直し」にかかる令和5年12月のIMFでの合意に基づき、我が国でも、クォータ増資に必要な国内手続として、令和6年4月、衆参両院でIMF加盟措置法改正法案が可決成立に至りました。また、IMF

	F が世界経済の構造変容に適応し、加盟国の抱える課題解決に一層効果的に対応できるよう、長期的視野に立った I M F の役割にかかる議論を積極的に喚起しました。加えて、貧困削減・成長トラスト (P R G T) の制度及びその資金調達に関する見直し、強靱性・持続可能トラスト (R S T) の中間見直し等 I M F が低所得国、脆弱国に対し融資を行う枠組に関する議論に大きく貢献しました。 アジア地域では、A S E A N + 3 (日中韓) 財務大臣・中央銀行総裁会議等において、C M I M における新ファシリティ創設を含む多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等に貢献しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。
--	---

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「国際通貨基金 (I M F) への主要国出資」 ○参考指標 2 「I M F の融資状況」 ○参考指標 3 「I M F に対する融資貢献の状況」 ○参考指標 4 「I M F のキャパシティ・ビルディングの実施状況」 ○参考指標 5 「I M F のサーベイランス実施状況」 ○参考指標 6 「I M F における日本人職員数等 (日本人幹部職員等を含む)」 ○参考指標 7 「I M F のセーフティネットの規模」 ○参考指標 8 「チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額」

政 6 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1 : 国際通貨基金 (I M F) への主要国出資

国名	出資額 (億 S D R)	シェア (%)
米	829. 9	17. 42
日	308. 2	6. 47
中	304. 8	6. 40
独	266. 3	5. 59
英	201. 6	4. 23
仏	201. 6	4. 23

(出所) I M F 公表統計等

(注) S D R (Special Drawing Right) は、金やドル等の既存の準備資産を補完するための公的準備資産として創設されたもの。1 S D R = 約 1. 33 米ドル (令和 7 年 3 月現在)。

参考指標 2 : I M F の融資状況 (令和 7 年 3 月末現在)

(単位: 億 S D R)

一般資金勘定融資残高 (借入国: 53 か国)	841. 9
譲許的融資残高 (借入国: 59 か国)	225. 6

(出所) I M F ウェブサイト (<http://www.imf.org>)

参考指標 3 : IMF に対する融資貢献の状況 (令和 7 年 3 月末現在)

(単位 : 億 SDR)

PRGT に対する貢献額	92
RST に対する貢献額	41
NAB に対する貢献額	670
バイ融資に対する貢献額	195

(出所) IMF 公表統計等

(注) バイ融資は、1 SDR = 約 1.32 米ドル (令和 6 年 3 月現在) で換算。

参考指標 4 : IMF のキャパシティ・ビルディングの実施状況

(単位 : 百万ドル)

	2020 財政年度	2021 財政年度	2022 財政年度	2023 財政年度	2024 財政年度
自己資金	142	131	101	148	163
外部資金	168	118	141	189	219

(出所) IMF 公表統計等

参考指標 5 : IMF のサーベイランス実施状況

年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
二国間	129	36	126	126	117
多国間	21	19	19	19	20

(出所) IMF Annual Report, <https://www.imf.org/external/research/index.aspx>

参考指標 6 : IMF における日本人職員数等 (日本人幹部職員数等を含む)

	令和 2 年 4 月	3 年 4 月	4 年 4 月	5 年 4 月	6 年 4 月
日本人職員数	65 (21)	66 (23)	70 (24)	70 (23)	68 (23)
日本人幹部職員数	6	5	7	11	11
日本人比率	2.74%	2.73%	2.79%	2.68%	2.53%

(出所) IMF 公表統計等

(注 1) () 内は女性職員数。

(注 2) 日本人幹部職員数は、準幹部レベル以上 (B レベル) を指す。

参考指標 7 : IMF のセーフティネットの規模

(単位 : 10 億 SDR)

出資額	309
NAB	278
バイ融資	109

(出所) IMF ウェブサイト (<http://www.imf.org>)

(注) 令和 5 年 6 月 30 日現在の融資能力を指す。

参考指標 8 : CMIM のマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額

			貢献額 (億ドル)		貢献割合 (%)		借入乗数	借入可能総額 (億ドル)
日中韓			1, 920. 0		80. 00			1, 194. 0
中国	中国 (香港除く)	768. 0	684. 0	32. 00	28. 50	0. 5	342. 0	
	香港		84. 0		3. 50	2. 5	84. 0	
	日本		768. 0		32. 00		0. 5	384. 0
韓国		384. 0		16. 00		1	384. 0	
A S E A N			480. 0		20. 00			1262. 0
インドネシア		91. 04		3. 793		2. 5	227. 6	
タイ		91. 04		3. 793		2. 5	227. 6	
マレーシア		91. 04		3. 793		2. 5	227. 6	
シンガポール		91. 04		3. 793		2. 5	227. 6	
フィリピン		91. 04		3. 793		2. 5	227. 6	
ベトナム		20. 0		0. 833		5	100. 0	
カンボジア		2. 4		0. 100		5	12. 0	
ミャンマー		1. 2		0. 050		5	6. 0	
ブルネイ		0. 6		0. 025		5	3. 0	
ラオス		0. 6		0. 025		5	3. 0	
合計			2, 400. 0		100. 00			2, 456. 0

(出所) AMRO ウェブサイト (<https://amro-asia.org>)

施策 政6-1-3 : アジアにおける地域金融協力の推進

定性的な測定指標

[主要] 政6-1-3-B-1 : アジアの金融市場における安定のための地域金融協力の取組

(目標の内容)

ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、チェンマイ・イニシアティブやアジア債券市場育成イニシアティブ、SEADRIF 等の地域金融協力を積極的に推進していきます。

(目標の設定の根拠)

アジア地域での金融協力を強化することが、地域金融市場の安定を図る上で重要なためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議プロセスについては、令和 6 年 5 月に開催された同会議をはじめ、緊急融資ファシリティ創設の正式合意を含む CMIM の強化や、AMRO の能力強化、ABMI (アジア債券市場育成イニシアティブ：用語集参照) 及び SEADRIF (東南アジア災害リスク保険ファシリティ：用語集参照) を含む DRF (災害リスクファイナンス) の推進等、地域金融協力強化のための議論を主導しました。

【CMIM】

CMIMについては、令和6年5月のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、日本主導の下に議論を進めてきた、CMIMの緊急融資ファシリティの創設に正式合意したほか、地域金融セーフティネットの資金構造の議論に積極的に参画する等、地域金融市場の強靱性の強化に貢献しました。

【AMRO】

AMROについては、金融分野等のテーマ別サーベイランスを担当する幹部ポストの新設など、ガバナンスの見直しを推進しました。また、ASEAN+3財務トラックにおける事務局的支援機能の拡充に関する議論を推進したほか、サーベイランス機能や情報発信機能の強化に関する議論を推進しました。

【ABMI】

ABMIについては、グリーンやデジタル等の新たなトレンドを重点分野に加えた中期ロードマップを基に、域内でのサステナブル・ファイナンスの促進や、現地通貨建て債券市場の発展に資する技術支援等の具体的な取組を進めました。

【DRF】

DRFについては、SEADRIFに関する公共財産保護プログラムの具体化や、DRFイニシアティブ（用語集参照）の新たなロードマップ策定に向けて、令和6年7月に新たに設立された「災害リスクファイナンス（DRF）・イニシアティブ事務局」や各国とも連携しつつ、議論を主導しました。また、令和6年9月に発生したラオス国内の洪水被害にあたっては、SEADRIFによる迅速な保険金支払いを通じて、同国の早期復旧支援に貢献しました。

上記実績のとおり、アジア地域での金融協力の強化を積極的に推進できたことから、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標**【主要】 政6-1-3-B-2：アジア各国との二国間金融協力の取組****（目標の内容）**

金融関係の規制緩和に向けた相手国への要望を含め、アジア各国との金融協力に関する二国間の対話を引き続き実施していくほか、二国間通貨スワップ契約の継続・拡充や現地通貨の利用促進のための協力といった取組を引き続き推進していきます。

（目標の設定の根拠）

アジア各国との二国間金融協力の取組の推進は、地域の金融安定強化・各国との関係強化を図る上で重要なためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	二国間金融協力について、ASEAN諸国との間では、日本円と現地通貨の直接取引利用を促進させる観点から、インドネシア中央銀行との間で設立された現地通貨の利用促進に係る協力枠組について、金融機関と連携して、当該枠組を活用した取引動向の把握に努めるとともに枠組改善に向けたニーズの調査を行ったほか、審議官級の対話を通じて同枠組みの利用促進に向けた議論を行うなど、二国間金融協力の強化に向けて取組を進めました。 韓国との間では、令和6年6月に9回目となる「日韓財務対話」を開催し、少子化対策や金融投資促進等の両国の共通課題への政策対応に関する意見交換を行いました。また、インドとの間では2回目の「日印財務協議」を開催し、第三国協力及び二国間協力、並びに国際的課題等について議論を行ったほか、二国間通貨スワップ契約（用語集参照）の更新を行いました。太平洋島嶼国との間では、令和6年5月に「日・太平洋島嶼国財務大臣会議」を初めて開催し、太平洋島嶼国が直面する開発課題や今後の協力可能性について議論を行ったほか、パプアニューギニア及びバヌアツを訪問し、当局との意見交換を行いました。 上記実績のとおり、アジア各国との二国間金融協力の取組を積極的に推進できたことから、達成度を「○」としました。

定量的な測定指標						
政6-1-3-A-1：ASEAN+3における現地通貨建て債券による資金調達の状況（現地通貨建て債券市場の債券残高の対前年比）	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	目標値	-	-	-	-	100%以上
	実績値	114.9%	107.1%	104.8%	108.2%	107.2%
（注1）年末時点及びその前年末時点のASEANにおける現地通貨建て債券の残高について、同一の為替レート（当該暦年末時点の為替レート）により米ドル換算し、対前年比を測定。 （注2）過去データ掲載のなかったカンボジア、ラオス、ブルネイの債券残高がAsian Bonds Online（ABO）上で閲覧可能となったため、令和7年度事前分析表より上記3国を含め、対前年比を測定。 （出所）ABO（令和7年3月31日時点の公表値） （目標値の設定の根拠） アジアにおける地域金融協力の推進の観点から、現地通貨建て債券の発行促進を進めていくことが重要であることから、これまでの実績を踏まえつつ、対前年比100%を目標値として設定します。						

目標の達成度	○
目標の達成度の 判定理由	現地通貨建て債券残高については、目標値である「対前年比100%以上」を達成したことから、本測定指標の達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	地域金融協力については、令和 6 年 5 月に開催された A S E A N + 3 財務大臣・中央銀行総裁会議において、緊急融資ファシリティ創設の正式合意を含む C M I M の強化、A M R O の幹部ガバナンス見直しやサーベイランス能力の強化、A B M I や D R F の推進等地域金融協力強化のための議論を主導し、各種取組を着実に進めました。 二国間金融協力については、A S E A N をはじめアジア太平洋地域の複数の国と、マクロ経済状況や金融市場にかかる取組等について、意見交換を行いました。また、日本円と現地通貨の直接取引を促進させる観点から、インドネシア中央銀行等と審議官級対話を行い、現地通貨利用促進に係る協力枠組の利用促進に向けた議論を行う等、アジア各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額」(再掲) ○参考指標 2 「日本—A M R O 特別信託基金が実施するメンバー国向けのキャパシティ・ビルディングの実施件数」 ○参考指標 3 「アジア諸国との二国間通貨スワップ契約」 ○参考指標 4 「サーベイランスの実施状況 (A S E A N + 3 財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数 (代理レベル含む)) 」

政 6 - 1 - 3 に係る参考情報

参考指標 1 : C M I M のマルチ化における各国の貢献額と買入可能総額【再掲 (政 6 - 1 - 2 : 参考指標 8)】

参考指標 2 : 日本—A M R O 特別信託基金が実施するメンバー国向けのキャパシティ・ビルディングの実施件数

令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
2	11	13	13	10

(出所) 国際局地域協力課調 (令和 7 年 3 月時点)

参考指標 3 : アジア諸国との二国間通貨スワップ契約

	インドネシア	フィリピン	シンガポール	タイ	マレーシア	インド	韓国
契約日	令和 6 年 10 月 14 日	令和 7 年 1 月 1 日	令和 6 年 5 月 21 日	令和 6 年 7 月 23 日	令和 5 年 9 月 18 日	令和 7 年 2 月 28 日	令和 5 年 12 月 1 日
スワップ額	日→尼： 227.6 億ドル 相当	日→比： 120 億ドル 相当	日→星： 30 億ドル 相当	日→泰： 30 億ドル 相当	日→馬： 30 億ドル 相当	日→印： 750 億ドル 相当	日→韓： 100 億ドル
	—	比→日： 5 億ドル	星→日： 10 億ドル	泰→日： 30 億ドル	馬→日： 30 億ドル	印→日： 750 億ドル 相当	韓→日： 100 億ドル

(出所) 国際局地域協力課、国際局調査課調 (令和 7 年 3 月時点)

参考指標 4 : サーベイランス実施状況 (A S E A N + 3 財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数 (代理レベル含む))

令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
3	3	3	2	3

施策	政6-1-4: テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応
----	--

定性的な測定指標	
	[主要] 政6-1-4-B-1: マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の国際的な枠組みの中での対応及び国連安保理決議等に基づく制裁措置の適切な実施等
	(目標の内容)
	国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づく制裁措置を適時に実施する等、対外取引に対して適切な管理・調整を実施していきます。 また、令和 3 年 8 月に策定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融に関する行動計画」や、令和 4 年 5 月に策定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」に沿った取組、暗号資産等の新たな技術の普及に伴う影響などの対応を含め、国際社会と協調しつつ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する F A T F 勧告の実施等を、国民や民間事業者の理解と協力を得ながら、関係省庁等と協力して強力に推進していきます。 更に、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及び F A T F 勧告の着実な実施等を図るため、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえつつ、金融機関等のリスクに応じ、適切に外国為替検査を実施していきます。また、外国為替検査等で特定した課題等について、金融機関等へのアウトリーチ活動の実施や、外国為替検査の着眼点に追加することなどにより、制裁措置の実効性を継続的に強化していきます。
	(目標の設定の根拠)
	国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及び F A T F 勧告の着実な実施等が、国際金融システムの安定に資するためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	【外為法に基づく措置等】 国連安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者等その他のテロリスト等（以下「テロリスト等」といいます。）に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました。 ・ テロリスト等に対しては、平成13年9月以降、累次にわたって外為法に基づく資産凍結等の措置を講じてきており、令和 6 年度においては、3 個人・団体を措置の対象から削除し、同年度末時点で外為法に基づく資産凍結等の措置の対象に指定されているテロリスト等は、計541個人・団体となりました（参考指標 1 参照）。 ・ 北朝鮮及びイランに関しては、F A T F 全体会合において採択された資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明を金融機関等に周知し、引き続き適切な対応を求めました。

- これに加え、令和 4 年 2 月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援を受けて、G 7 を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体及び特定の銀行等に対する資産凍結の措置を累次に亘り実施しており、令和 6 年度も引き続き、令和 6 年 5 月、6 月及び令和 7 年 1 月に措置を実施しました。特に令和 6 年 5 月には、G 7 を始めとする主要国と強調し、ロシアのウクライナ侵略を支えるための露朝軍事協力に関与した者への資産凍結の措置を実施したほか、令和 6 年 6 月には、上限価格を超えて取引されるロシア産原油及び石油製品に対する海上輸送等のサービスに係る規制（プライス・キャップ）の迂回に関与した第三国の団体に対し、令和 7 年 1 月には、露朝協力に関与した第三国の銀行に対し、それぞれ資産凍結措置を実施しました。

【F A T F 基準の履行等】

F A T F の枠組に関する国内外の以下の取組に積極的に参画するほか、F A T F 基準の着実な履行を図るための取組を実施することで、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を推進しました。

- 国際基準の策定や履行確保を担う F A T F の関連会合に出席し、次期相互審査の枠組や国際基準の見直しの議論に貢献したほか、他国の取組事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。また、世界全体で有効なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を講じるため、F A T F 非加盟国の F A T F 基準の履行確保を担う F A T F 型地域体の支援等を行っており、特に共同議長を務めている（令和 6 年 9 月～）アジア太平洋地域の F A T F 型地域体（A P G : Asia Pacific Group on Money Laundering）が行う活動を支援しています。
- 国内では、令和 3 年 8 月に財務省・警察庁を共同議長として設置した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」等の枠組を活用しつつ、同会議が決定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」（令和 3 年 8 月）、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」（令和 4 年 5 月）や、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026 年度）」（令和 6 年 4 月）に沿って対策を推進しています。また、F A T F 第四次対日相互審査の勧告等に適切に対応する観点から、令和 4 年 12 月に成立した F A T F 勧告対応法の施行や、関係省庁の連携による各種対策の強化にも精力的に取り組んでいます。加えて、拡散金融対策を推進するため、我が国の拡散金融のリスク分析及びリスク低減措置をまとめた「拡散金融リスク評価書」を令和 6 年 3 月に作成し、令和 6 年 12 月に更新しました。更に、財務局とも連携し、資産凍結等の措置の実効性の確保及び F A T F 基準の着実な履行のため、「外国為替取引等取扱業者のための外国為替法令等の遵守に関するガイドライン」に基づき、97 件の外国為替検査を行いました。

【外国為替法に基づく措置の着実な実施のための取組】

金融機関における外国為替法の遵守体制の整備・強化を図るとともに、経済制裁措置の実効性の確保及び F A T F 基準の着実な履行等を図るため、適切に外国為替検査を実施しました。具体的には、計 212 の金融機関に対しオフサイト・モニタリングを実施し、これにより

把握された金融機関のリスクやロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえ、金融機関に対する外国為替検査を実施しました。

また、外国為替検査等で特定した課題やベストプラクティスについて、金融機関へ周知するとともに、外国為替検査の着眼点に追加することなどにより、外国為替検査の実効性を高め、金融機関における外為法等の遵守体制の整備・強化を促進しました。

上記に関する事項も含め、令和 6 年度は、経済制裁措置の実効性の確保及び F A T F 基準の着実な履行に係る説明会を 16 件実施しました。

上記実績のとおり、外為法に基づく資産凍結等の措置を行ったほか、F A T F 基準の着実な履行を図るための取組を推進するとともに、これらの着実な実施のための外国為替検査及び対外的な情報発信を適切に実施したことから、達成度を「○」としました。

定量的な測定指標

政6-1-4-A-1：外国為替及び外国貿易法に基づく制裁措置の適時実施	年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	目標値	割合 (%) (b) / (a)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	実績値	割合 (%) (b) / (a)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		(a) 国連安保理決議等を踏まえた外務省告示を新規発出又は廃止した件数	1	3	2	2	1
		(b) 外務省告示の整備と同日に財務省告示を整備した件数	1	3	2	2	1

(目標値の設定の根拠)

制裁措置の適時実施のためには、制裁の対象者等を指定する外務省告示が制定された場合、これに対応し迅速に財務省告示を整備することが重要であるため、上記目標値（割合）を設定しました。

目標の達成度

○

目標の達成度の判定理由

制裁の対象者等を指定するために新規発出された外務省告示 2 件について、同日中に財務省告示を改正し、外為法に基づく制裁措置を適時に実施したことから、達成度を「○」としました。

定量的な測定指標

政6-1-4-A-2：外国為替検査の実施状況	年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	オ フ サ イ ト ・ モ ニ タ リ ン グ の 実 施 件 数	目標値	238	238	226	223	220
		実績値	226	223	220	213	212
	外国為替検査の実施件数	目標値	110	90	110	104	100
		実績値	15	85	116	104	97

(注) オフサイト・モニタリングとは、平成30年の外国為替検査ガイドラインの制定に伴い、これまで実施していた内部監査ヒアリングを改組し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢等に係る報告を求めるもの。

(目標値の設定の根拠)

制裁措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施を進めていくために、外為業務の状況や外為法令等を遵守するための内部管理態勢等を定期的かつ継続的に把握するオフサイト・モニタリングや、外為法令等の遵守状況及び内部管理態勢の状況を検証する立入検査を実施しており、オフサイト・モニタリングの実施件数については、令和4年度の実績を参考に目標値を設定しました。外国為替検査については、上記オフサイト・モニタリングの結果を活用し、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性も踏まえた金融機関のリスクプロファイルの評価作業等を行い、検査計画を策定しています。

目標の達成度

- ・ オフサイト・モニタリングの実施件数 ○
- ・ 外国為替検査の実施件数 ○

目標の達成度の 判定理由

令和6年度のオフサイト・モニタリングの実施件数について、令和4年度の実績値を参考に設定した目標値(220件)を形式的に下回りましたが、これは金融機関の統合等によりオフサイト・モニタリングの実施対象となる金融機関等が令和4年度から8機関減少したことに起因するものです。令和6年度におけるオフサイト・モニタリング実施対象となる金融機関等(212機関)に対しては、全てオフサイト・モニタリングを実施したことから、達成度は「○」としました。

また、外国為替検査の実施件数について、令和6年度の目標値(100件)を下回りましたが、これは検査予定であった金融機関側の事業内容の変更等に伴い、検査実施時期を令和7年4月～6月までの時期に後倒ししたことによるものであり、検査を取り止めたものではありません。未実施の3件についても、令和6事務年度(令和6年7月～令和7年6月までの期間)の検査計画の中で、優先的に検査を実施する予定であることから、外国為替検査の実施状況の達成度は、「○」としました。

定量的な測定指標

政6-1-4-A-3：外為法令等遵守に係る説明会の実施状況	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	目標値	12	12	12	12	12
	実績値	10	16	13	16	16

(目標値の設定の根拠)

外為法令等遵守に係る説明会については、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題や外国為替検査等で特定した課題等に関する事項も含め、外為業務の取扱いを行っている金融機関等に対し、各財務局・業界団体等が主催する機会や、オンラインを活用して実施しており、引き続き、説明会を月1回程度実施するよう上記目標値を設定しました。

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	外為法令等遵守に係る説明会を適切に実施したことから、達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	令和 4 年 2 月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援に断固たる対応をとるため、G 7 を始めとする国際社会と協調して以下の措置をはじめ金融制裁を迅速かつ適時に実施しました。 ・ ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体及び特定の銀行等に対する資産凍結等の制裁措置を累次にわたり実施しました。 ・ 特に令和 6 年 5 月には、G 7 を始めとする主要国と強調し、ロシアのウクライナ侵略を支えるための露朝軍事協力に関与した者への資産凍結の措置を実施したほか、令和 6 年 6 月には上限価格を超えて取引されるロシア産原油及び石油製品に対する海上輸送等のサービスに係る規制（プライス・キャップ）の迂回に関与した第三国の団体に対し、令和 7 年 1 月には、露朝協力に関与した第三国の銀行に対し、それぞれ資産凍結措置を実施しました。 また、外為法に基づく金融制裁措置の実効性の確保及び F A T F 基準の着実な履行等を図るため、外国為替検査においては、対ロシア制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえつつ、令和 5 年 11 月に公表した「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」に基づき、外国為替取引等取扱業者遵守基準に沿った内部管理態勢の整備がされているかどうかの検証を中心に、金融機関等のリスクに応じ、適切に検査等を実施しました。 国際社会の先行きが極めて不透明であり、必要な政策的対応を事前に見通すことが著しく困難であった中、「ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及び特定の銀行に対する資産凍結措置等を機動的に実施」するにとどまらず、職員一人一人の業務の最大限の効率化を図りながら、対ロシア制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえた外国為替検査の実施を含め、制裁の実効性の確保・強化にも精力的に取り組むなど、状況の変化に迅速かつ柔軟に対応しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲（総 5-1：参考指標 3）】」 ○参考指標 2 「F A T F 関連会合への出席回数」 ○参考指標 3 「F A T F 勧告に係る研修等への参加状況」 ○参考指標 4 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の開催回数」

政 6 - 1 - 4 に係る参考情報

参考指標 1 : テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 3)】

参考指標 2 : F A T F 関連会合への出席回数

	令和 2 年 度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
出席回数	55	68	60	71	62

参考指標 3 : F A T F 勧告に係る演習・研修への参加状況

	令和 2 年 度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
参加回数	2	2	3	2	9
参加人数	14	15	18	17	33

参考指標 4 : マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の開催回数

	令和 2 年 度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
開催回数	-	2	2	2	2

施策 政6-1-5 : 対内直接投資審査制度の適正な運用

定性的な測定指標

【主要】 政6-1-5-B-1 : 実効性のある対内直接投資審査制度への取組

(目標の内容)

迅速かつ適切に審査を実施するため、国内関係省庁との連携強化や各国当局との情報交換を進めつつ、財務局も含め執行体制の強化を図っていきます。

(目標の設定の根拠)

安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化する中、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等に係る技術などが流出することを防ぐためには、国内関係省庁・海外当局との連携や、財務局のネットワークを活用し、幅広く関係者に対して説明等を行うことを通して、対内直接投資審査制度の実効性を確保することが重要であると考えられるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

関係省庁や各国当局と連携し迅速かつ適切に審査を実施した他、コア業種の対象追加・執行体制の強化など、実効性のある制度の整備・運用に取り組みました。

- ・ 対内直接投資審査制度に関して、令和 2 年 5 月に改正法が施行され、国内外の行政機関との間での情報交換連携のための規定を整備しました。改正外為法の下で、国内関係

	省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携しつつ、地方支部局も含めた情報収集・分析・モニタリング等の強化を図るなど、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。 また、安全保障に関連する技術等の海外への流出の懸念が増大していることに鑑み、令和 7 年 2 月より、外国政府等との契約や外国の法令等により外国政府等による情報収集活動に協力する法的義務を負う外国投資家や、当該投資家に準ずる外国投資家等について、対内直接投資等及び特定取得に係る事前届出の特例（免除制度）の利用を制限する政省令改正を行うためのパブリック・コメントを実施しました。（本改正は、令和 7 年 4 月 4 日に公布し、同年 5 月 19 日から施行。） 上記実績のとおり、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携したほか、実効性のある制度の整備と運用に取り組んだことから、達成度を「○」としました。
--	--

施策についての評価	
	s 目標達成
評価の理由	対内直接投資審査制度に関して、改正外為法の下で、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。また、安全保障に関連する技術等の海外への流出の懸念が増大していることに鑑み、外国政府等との契約や外国の法令等により外国政府等による情報収集活動に協力する法的義務を負う外国投資家等について、対内直接投資等及び特定取得に係る事前届出の特例（免除制度）の利用を制限する政省令改正を行うためのパブリック・コメントを実施する等、実効性のある制度の整備と運用に取り組みました。 以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「我が国への対内直接投資残高」 ○参考指標 2 「対内直接投資にかかる説明会の回数」

政 6 - 1 - 5 に係る参考情報

参考指標 1：我が国への対内直接投資残高【再掲（総 5 - 1：参考指標 4）】

参考指標 2：対内直接投資にかかる説明会の回数

	令和 6 年度
開催回数	10回

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 今後とも、G 7 や G 20 で合意されている為替相場に関する考え方を踏まえつつ、各国通貨当局等と意見交換を積極的に行い緊密な意思疎通を図るなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行っていきます。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えます。 世界経済の安定と持続的な発展等を目的として、G 7 や G 20 等の国際的な政策協調の枠組において積極的に貢献します。 国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。ウクライナ情勢等に伴う世界経済への様々な影響に留意しつつ、IMF による脆弱国支援や、二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた取組を推進するとともに、IMF が世界経済の構造変容に適応し、加盟国の抱える課題解決に一層効果的に対応できるよう、長期的視野に立った IMF の役割にかかる議論を積極的に喚起していきます。 ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMRO の強化及びABMI、DRF を推進していきます。また、ASEAN 諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より密接に率直な意見交換を実施していきます。 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」において関係省庁間で合意した「行動計画（2024-2026 年度）」等に基づき、マネロン等対策に係る政府全体の取組を推進するほか、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施していきます。更に、令和 4 年 2 月以降のウクライナ情勢に鑑み、G 7 を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの個人・団体等に対する資産凍結等の措置等を引き続き実施していきます。併せて、政策課題の重要性を踏まえた制度の実効性の確保等、状況の変化に迅速かつ柔軟に対応しつつ、外国為替検査を適切に実施していきます。更に、対内直接投資審査制度にかかる関連政省令等の適切な整備や、より一層の関係機関の連携強化を通じた、事後モニタリングを含めた執行能力の向上を行いました。 また、令和 6 年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めます。
財務省政策評価懇談会 における外部有識者の 意見	該当なし
政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ の他の情報	外国為替等の状況：国際収支状況、本邦対外資産負債残高、外貨準備等の状況、外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等、外国為替平衡操作実施状況（月ベース）、外国為替平衡操作実施状況（日ベース）、オフショア勘定残高、対外及び対内証券売買契約等の状況（財務省ウェブサイト）

前年度の政策評価結果
の政策への反映状況

G 7 や G 20 で合意されている為替相場に関する考え方を踏まえつつ、各国通貨当局等と意見交換を行い緊密な意思疎通を図るなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行いました。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。

世界経済の安定と持続的な発展等を目的として、G 7 や G 20 等の国際的な政策協調の枠組において積極的に貢献しました。

国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行いました。ウクライナ情勢等に伴う世界経済への様々な影響に留意しつつ、IMF による脆弱国支援や、二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた取組を推進するとともに、IMF のガバナンス改革や機能強化の議論に積極的に貢献しました。

A S E A N + 3 財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMRO の強化及びABMI、DRF を推進しました。また、A S E A N 諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より密接に率直な意見交換を行いました。

各国・関連国際機関等との協力、外為法及び犯収法の実効性の確保に加え、政府一体となってマネロン対策等を進めるべく立ち上げた「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を通じて関係省庁間の連携強化を行ったほか、マネロン対策等の国の政策の策定や法人の実質的支配者の透明性向上のための取組等を含む3ヵ年の行動計画に沿って政府全体の取組を推進しました。また、FATF の議論への貢献及び国際的なマネロン対策等の情報を積極的に国内関係者に還元したほか、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施しました。更に、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援といったウクライナ情勢に鑑み、G 7 を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行を含む特定の銀行に対する資産凍結等の措置等を累次にわたり実施しました。併せて、外国為替業務を行っている金融機関等を対象とするオフサイト・モニタリングの結果を考慮しつつ、外国為替検査を適切に実施しました。更に、改正外為法の関連政省令等の適切な整備や対内直接投資審査制度の内容の周知等を通じ、対内直接投資審査制度を円滑かつ着実に運用しました。

また、令和5年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	846,931,792 千円	918,329,543 千円	1,016,558,268 千円	1,245,179,709 千円	
	(項) 事務取扱費	2,604,411 千円	2,374,668 千円	2,485,438 千円	2,599,939 千円	
	(事項) 外国為替市場及び国際金融システムの安定に必要な経費	2,604,411 千円	2,374,668 千円	2,485,438 千円	2,599,939 千円	
	(項) 諸支出金	348,074,791 千円	426,363,595 千円	524,922,719 千円	454,022,607 千円	
	(事項) 手数料等に必要な経費	348,074,791 千円	426,363,595 千円	524,922,719 千円	454,022,607 千円	
	(項) 融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	747 千円	749 千円	751 千円	848 千円	
	(事項) 融通証券事務取扱費の財源の一般会計へ繰入れに必要な経費	747 千円	749 千円	751 千円	848 千円	
	(項) 国債整理基金特別会計へ繰入	496,251,843 千円	489,590,531 千円	489,149,360 千円	788,556,315 千円	
	(事項) 国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	496,251,843 千円	489,590,531 千円	489,149,360 千円	788,556,315 千円	
	補正予算	—	—	—		
	繰越等	△129,128千円	△49,222千円	N. A.		
	合 計	846,802,664 千円	918,280,321 千円	N. A.		
執行額		113,155,150 千円	160,266,824 千円	N. A.		
(概要) 外国為替等の売買に運用される外国為替資金の運営に必要な経費等です。 (注) 令和 6 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 7 年11月頃に確定するため、令和 7 年度実績評価書に掲載予定。						

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課）	政策評価実施時期	令和 7 年 6 月
-------	--------------------------------	----------	------------